



国海査第 502 号の 3
平成 27 年 3 月 2 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 園田 敏彦



有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領の制定について

2004 年 2 月に採択された「2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」(以下「条約」という。)において、有害水バラスト処理設備は、主管庁の承認を受けることが規定されています。我が国においては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 73 号)を制定し、2014 年 10 月、この条約に加入したところであります。

同法に基づく有害水バラスト処理設備の型式指定等について、別添のとおり業務要領を制定し、平成 23 年 11 月 21 日付け国海安第 110 号・国海査第 345 号「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約(仮訳)に規定されるバラスト水管理システムに係る承認制度の運用について」を廃止しましたので、通知いたします。

関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

